

令和 6 年 2 月 2 6 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課

ガス導管事業者の 2022 年度託送収支の 事後評価のとりまとめについて（報告）

（趣旨）

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の 2022 年度託送収支の事後評価について、2024 年 2 月 19 日に開催された料金制度専門会合において、2023 年 11 月に評価を行った事後評価に対する追加的な分析を行い、その分析結果を含む評価結果の取りまとめが行われたため、その内容を報告する。

また、来年度以降の事後評価の進め方について、ご審議いただく。

1. 概要

2023 年 11 月 10 日に開催された第 474 回電力・ガス取引監視等委員会（以下「本委員会」という。）において、ガス導管事業者の 2022 年度託送収支の事後評価の進め方（以下「事後評価の進め方」という。）について整理を実施し、同月 1 日付けで、経済産業大臣及び各経済産業局長等からあった当該収支状況の確認に関する意見聴取に対しては、同年 12 月 8 日に開催された第 479 回本委員会での審議を経て、回答を行ったところ。

第 474 回本委員会において整理された事後評価の進め方を踏まえ、変更命令の発動基準に該当した事業者に関し、値下げ届出が行われた場合における届出内容の確認を、本年 2 月 19 日に開催された料金制度専門会合において行った。さらに、同日の専門会合では、昨年 11 月に行った法令に基づく事後評価とあわせて、「ガス導管事業者の 2022 年度託送収支の事後評価とりまとめ」（資料 4－1）が行われたため、報告する。

（事後評価とりまとめに含まれる事項）

（1）法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）

※2023 年 12 月 12 日に経済産業大臣及び経済産業局長等へ意見回答済み

（2）変更命令の発動基準に該当した事業者の追加分析

2. 来年度以降の事後評価について

これまで、ガス導管事業者の託送収支の事後評価は、毎年 11 月頃に経済産業大臣及び各経済産業局長等から委員会に対する意見聴取を受け、料金制度専門会合において評価を行った上で意見回答を行い、翌年 2 月頃に追加的な分析を行っていたところ。

今年度の事後評価の過程において、11 月時点では議会未承認として託送収支の事後評価を行っていなかった大津市について、料金制度専門会合後にガス託送収支の報告があり、確認したところ、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していることが判明することとなった。

今回の件を踏まえ、来年度以降の事後評価においては、ガス導管事業者の託送収支が判明するタイミングにあわせ、経済産業大臣及び各経済産業局長等から意見聴取を受けるタイミングを複数回設けるよう調整することとしたい。

以上

43

44 (参考) 経緯・開催実績

45 2023年11月 1日 経済産業大臣及び各経済産業局長等から電力・ガス取引監視等委
46 員会へ意見聴取

47 11月10日 第474回電力・ガス取引監視等委員会

48 11月20日 第50回料金制度専門会合

49 12月 8日 第479回電力・ガス取引監視等委員会

50 (経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答の審議)

51 12月12日 電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣及び各経済産業局
52 長等へ意見回答

53 2024年 2月19日 第54回料金制度専門会合

54 2月26日 第493回電力・ガス取引監視等委員会 (本日)

55 (とりまとめ結果報告)

ガス導管事業者の 2022 年度託送収支の事後評価

とりまとめ

2024 年 2 月 19 日

電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合

1. 背景

2017 年度から施行されたガスシステム改革関連の制度改正により、ガス小売事業についてはライセンス制が導入されるとともに全面自由化され、ガス導管事業については中立的なネットワーク部門として引き続き地域独占とすることとされた。これを踏まえ、各一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）は新たな託送供給約款を策定して 2017 年 4 月から実施、その後、事業年度毎に託送収支計算書が公表されている。これを踏まえ、2023 年 11 月 1 日付けにて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の 2022 年度収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあった。

これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施するとともに、追加的な分析・評価として、変更命令の発動基準に該当した事業者の料金改定届出の内容等について詳細分析を行った。

2. ガス導管事業者の 2022 年度託送収支の法令に基づく事後評価の結果

2022 年度に事業を実施した全国のガス導管事業者（220 社）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（147 社）について、2022 年度の収支状況を評価し、以下のとおり対応することとした。

- ① 2022 年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した事業者は、2 社（ENEOS エルエヌジーサービス、大津市）であった。これらの事業者については、期日¹までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。
- ② 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる▲5%を超過した事業者は、7 社（由利本荘市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯、福山ガス、山口合同ガス、筑後ガス圧送）であった。このうち福山ガスについて、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、今後の需要量を継続的に確認することとした上で、変更命令の対象外とする。残りの 6 社について、

¹ 2024 年 4 月 1 日：ENEOS エルエヌジーサービス、大津市

期日²までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行う。

3. 変更命令の発動基準に該当した事業者の追加分析

(1) 料金改定の届出状況

上記①および②の事業者のうち、1月から12月の会計年度を採用している2社（館林瓦斯、山口合同ガス）については、2023年12月中に託送供給約款料金の改定の届出が行われ、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に従って、託送供給約款届出料金が適切に算定されていることを確認した。

また、4月から3月の会計年度を採用している事業者であって、届出期日が2024年4月1日とされている6社（ENEOSエルエヌジーサービス、大津市、由利本荘市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、筑後ガス圧送）に対応方針を確認したところ、いずれも期日までに料金改定を実施予定であるとの回答であった。また、その後、12月18日に大津市についてはすでに値下げ届出を行っている。

(2) 法定の事後評価において基準を超過した事業者の料金値下げ届出内容の確認

上記3.（1）のとおり、2024年1月1日が届出期日とされていた2社（館林瓦斯、山口合同ガス）については、所管の経済産業局長に対して期日までに託送供給約款の変更（料金値下げ）の届出が行われたため、新料金の妥当性の確認を行った。具体的には、新料金における需要量と費用の想定が、2020年度から2022年度の実績や今後の見込みを考慮した数字となっているか確認した。

① 需要量

事業者から聴取した情報をもとに分析したところ、2020～2022年度実績や2023年度実績見込みを踏まえ新料金の想定需要を見積もっており、不適當とはいき切れなないものと考えられる。

② 費用

今回確認した2社については、総括原価方式により原価を算定しているため、届出上限値方式を採用する場合と比べてより精緻に算定される方式となっている。また、当該事業者の新料金における想定費用について、不適當とはいき切れなないものと考えられる。

² 2024年1月1日：館林瓦斯、山口合同ガス

2024年4月1日：由利本荘市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、筑後ガス圧送

62 **③ 本項目のまとめ**

63 上記①、②のとおり、2024 年 1 月 1 日が届出期日とされていた 2 社（館林瓦斯、山口合同
64 ガス）について、新料金における需要量と費用の想定は不適當とはいき切れなものと考
65 えられる。

66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76

(参考 1)

**電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合
開催実績**

(2022 年度託送収支の事後評価に係るもの)

第 50 回料金制度専門会合 (2023/11/14)

・法令に基づく事後評価

第 54 回料金制度専門会合 (2024/2/19)

・追加的な分析・評価、とりまとめ

(参考2)

電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合
委員等名簿

＜座長＞

山内 弘隆 武蔵野大学経営学部 特任教授

(敬称略)

＜委員＞

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 常務理事 パートナー 公認会計士

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(敬称略・五十音順)

＜専門委員＞

安念 潤司 中央大学大学院 法務研究科 教授

大屋敷 知子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長

川合 弘造 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士

河野 康子 一般財団法人 日本消費者協会 理事

※第 25 回までオブザーバー、第 37 回から委員として御参加。

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター
&シニア・パートナー

平瀬 祐子 東洋大学理工学部 准教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

(敬称略・五十音順)

(オブザーバー)

石井 照之 日本商工会議所 産業政策第二部 課長

岸 敬也 電力広域的運営推進機関 理事

原 郁子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談
員協会 理事

浪越 祐介 消費者庁参事官 (公益通報・協働担当)

福田 光紀 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室長

(敬称略)